

島田税務署管内青色申告会

青色会報

第156号 R6. 1. 1





新年のごあいさつ

会長 三浦 俊夫



新春を迎え心よりお慶び申し上げます。

会員の皆様には、当会の活動に対しまして深いご理解とご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年は、コロナ感染症が感染症法の第2分類から第5分類へ変わったことにより、人流が促進され観光産業など好循環をもたらしております。

ところで、一昨年からのロシアのウクライナ侵攻に伴い小麦価格の高騰は、世界の食糧事情を一変しました。加えて昨年はパレスチナのガザ地区へのイスラム軍の攻撃により深刻な人道危機に陥っており、こうした混こんとした世界情勢は、世界各地における争いの火種となっていることが憂慮されます。

一方、足元を振り返るとコロナ禍の影響が残る中での経営を余儀なくされており、そこに原材料価格や物価の高騰が重なり、我々小規模事業者の経営環境は一層厳しい状況にあります。

また、税務情勢を取り巻く環境も大きく変化しており、昨年10月1日から始まったインボイス制度ですが、これまで免税業者であった会員の皆様には、インボイス登録するか否かの選択にお悩みになつたのではないかでしょうか？更に本年1月1日からは電子帳簿保存法の改正により、不安の中で新年がスタートしたのではないでしょうか。当青色申告会では会員の皆様にご理解をいただきため研修会を重ねてまいりましたが、今後も引く続きご相談・研修会等を実施してまいりますので是非ご活用ください。

これから始まります令和5年分の確定申告ですが、本年は、インボイス制度が始まって初めて消費税の申告をされる方もいるかと思います。そこで、早めに申告の準備をされ、早めに申告相談をされることをお勧め致します。

尚、申告期間中はコロナウイルス感染等に配慮し、皆様のご理解ご協力をいただき、安心で安全な申告相談等に努めてまいりますので宜しくお願ひいたします。

結びに、ロシアによるウクライナ侵攻をはじめ、世界情勢が落ち着き平和な日常が戻りますことを願っておりますとともに、新しい年が会員の皆様にとりまして、幸多き年となりますようご祈念申し上げまして新年の挨拶と致します。



第66回東海ブロック大会

令和5年10月18日 於：愛知県産業労働センター

名古屋国税局長吉沢浩二郎様をはじめ、ご来賓の皆様、東海4県役職員、総勢273名、島田会より3名が参加致しました。

- ・税制改正要望
- ・税制改正要望決議
- ・モデル青色申告会合同研究会報告
- ・中央情勢報告



【記念講演】『税務行政の現状と課題』
名古屋国税局長 吉沢 浩二郎 様



年頭の御挨拶

島田税務署長 長房 説



令和6年の年頭に当たり、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

島田税務署管内青色申告会の皆様には、日頃から税務行政の円滑な運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、会員の皆様への税務知識の普及、記帳指導、各種広報活動、確定申告会場における青色・記帳説明コーナーでの青色申告の勧奨や記帳・帳簿等の保存制度の説明などに多大なる御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

本年が、島田税務署管内青色申告会の皆様にとって希望の多い充実した年となりますことをお祈り申し上げます。

近年、税務行政を取り巻く環境は、経済社会のグローバル化やデジタル化の進展等により大きく変化しております。

このような状況下においても、国税庁の使命である「納税者の皆様の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」を果たすため、昨年6月に「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション - 税務行政の将来像 2023 -」を公表し、「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収事務の効率化・高度化等」、「事業者のデジタル化促進」という3つの柱に基づいて、税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX）を進めていくこととしました。

特に「事業者のデジタル化促進」については、事業者の皆様の単純誤りの防止による正確性の向上や業務の効率化による生産性の向上などが期待されることから、事業者の皆様の業務のデジタル化を促進することにより、税務を起点とした社会全体のDXを推進してまいりたいと考えているものであります。

さて、新たな年を迎える間もなく所得税・消費税の確定申告時期となります。昨年10月からインボイス制度が実施され、本年は制度実施後初めての確定申告を迎えることとなります。

インボイス制度につきましては、説明会の開催や個別相談などに取り組んでまいりましたが、確定申告を迎えるに当たり、事業者の皆様が制度の内容を十分に理解して自ら適正な申告・納税が行えるよう引き続き事業者の皆様に寄り添った対応を行っておりります。

所得税の申告につきましても、会員の皆様が青色申告特別控除の特典を最大限享受していただけますよう、記帳及び決算指導など、なお一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、本年、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資する観点から電子帳簿保存法が改正され、会計ソフトを利用した記帳への関心が高まっております。

事業者の方々に対しまして、今まで以上に会計ソフトを利用した記帳やe-Tax申告の推進に努めるためにも、青色申告会をはじめとする記帳指導機関への加入の御案内を積極的に行ってまいりたいと考えております。

今後も、青色申告会の皆様の御理解の下、これらの取組を進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き税務行政の良き理解者として、円滑な税務行政の推進と申告納税制度の発展に一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、島田税務署管内青色申告会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝並びに事業の御繁栄を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。





令和5年10月1日 インボイス制度開始

～消費税が記載された事業者間でやり取りされる請求書の制度～

インボイス発行事業者は**消費税の申告**が必要となります

※基準期間の課税売上高が1,000万円以下の場合も申告が必要です

2 割 特 例

新たに課税事業者になられた方には、
売上金額を集計すれば、手軽に納
税額が計算できる特例があります。

2割特例の手引き



自宅でe-Tax

e-Taxを使うと自宅やオフィスから申告ができます。なお、個人事業者の方は、確定申告書作成コーナーで、手軽に申告書が作成できます。

<法人向け>
e-Tax
ホームページ



<個人向け>
確定申告書等
作成コーナー



インボイス制度について的一般的なお問い合わせ

インボイス
コールセンター 0120-205-553 (無料)
9:00~17:00 (土日祝除く)

相談窓口一覧表



国税庁HPの「インボイス制度に関する相談窓口一覧表」に、
補助金、取引上のお悩み、経営など、各種ご相談先をまとめて
いますので、まずはお気軽にお問い合わせください。



国税庁 (法人番号 7000012050002)

(令和5年10月)

登録を受けるかお悩みの方へ

- インボイスを交付するためには、インボイス発行事業者として登録を受ける必要があります。

登録は任意のため、売上先からインボイスを求められるかどうかなどご自身の事業実態に合わせて登録をご検討ください。

なお、消費者や免税事業者等である売上先は、
インボイスの保存を必要としません。



- 登録申請手続を行う場合は、早期に登録通知を受けることができるe-Taxをご利用ください。

- 課税事業者の方は原則として登録を受けた日から、免税事業者の方は登録申請の際に登録希望日（提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日）を記載することで、その登録希望日から登録を受けることができます。

- 登録のご検討に当たっては、**国税庁HPの情報ガイド**、**各種説明会・登録要否相談会、オンライン説明会**をご活用ください。

インボイス制度
の説明会



お問い合わせが多いご質問など



- **お問い合わせが多いご質問などを国税庁HPで掲載しています。**

登録申請手続を行ったが、登録番号の通知がない場合の売手の対応やその場合における買手の対応等を公表しております。

お問い合わせが
多いご質問など



補助金など支援策について知りたい方へ



インボイス対応に必要なITツール導入を支援する補助金制度や小規模事業者持続化補助金などの支援策があります。
詳しくは中小企業庁のHPをご確認ください。

中小企業庁
リーフレット



インボイス制度を詳しく知りたい方へ

国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要やQ&A、申請手続、消費税の申告手続に関する情報等を掲載しています。
インボイス制度を機に新たに消費税の申告が必要となる事業者の方もこちらをご確認ください。

インボイス制度
特設サイト



職人青色

事業所紹介
無料掲載募集中！
☎ (0547)37-3918
✉ (0547)34-2105



なるおか りょうすけ
農業 成岡 謙亮 住 所:榛原郡吉田町大幡134-4 / 連絡先:090-9910-8080



キャベツ



ブロッコリー



レタス



脱サラし、農業を始めて8年！

農業を携わるきっかけは、祖父が亡くなり、祖父が使っていた農業機械があったことから、「やってみようかな～」と思い承継されたそうです。
新鮮なレタス・キャベツ・ブロッコリーを商店へ卸しているそうです。
土と向かい合い、丹精込めての野菜作り！！
若いパワーでがんばっていらっしゃいます♥



自給自足！
地産地消！



パワー溢れる魅力的な☆彡

若い事業主さんもがんばっています！

青色申告会はいつも応援しています ❤️ ❤️ ❤️

ネイル・アロマボディワーク フットネイル専門 25room

事業所: 〒428-0018

島田市金谷根岸町 135-28

【基本営業時間】 火・木・金 16:00~19:00

土 9:00~12:00

【定 休 日】 月・水・日・祝 (不定休)



Mail : 25room25room@gmail.com

店舗概要 - 島田市ネイルサロン | フットジェルネイルならにこルームにお任せ！
25room25room.com



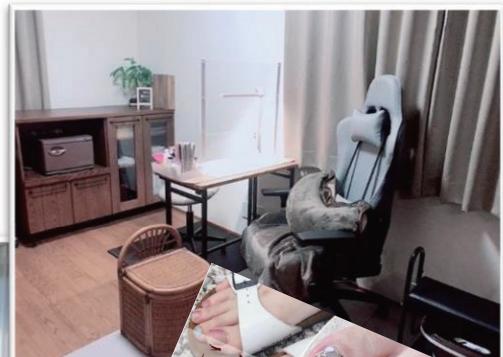
10代の頃からセルフネイルをしてきました。

爪を磨くだけでもキレイになった爪を見ると気分が上がって嬉しくなりました。仕事柄ハンドのネイルができなくて、フットのネイルをいつも気分を上げていました♪

ジェルネイルが浸透てきて、ネイルがもっと上手になりたいと思い、仕事終わりに夜間のネイルスクールへ通いました。爪のケアやジェルネイルの施術をすると、練習に付き合ってくれる家族や友達みんな凄く喜んでもらえて、私も嬉しくなりました。



みんなを笑顔にさせるネイルの力の凄さを肌で感じ、サロンの創業を考えるようになりました。



◆◆事務局からのお知らせ◆◆

令和5年度納税表彰者

受賞おめでとうございます

【島田税務署長表彰】

(島田支部) 福田 義廣 氏

【島田榛原地区税務推進協議会長表彰】

(牧之原支部) 前田 恭典 氏

【女性部 女性の集い】

R5.11.1 会場:LITTLE BEARS



コロナ禍でしばらく女性部の事業もお休みしておりましたが、久々の開催。

30代～70代の女性10名が参加されました。

ランチを挟んでの楽しい時間になりました。

「異業種の方とたくさんお話ができる楽しかった。今後は男女合わせての会もやってほしい♥」
とご意見をいただきました。

次回は是非、みなさんもご参加してください。



パソコン会計ソフト
フルーリターンA

思い切って！パソコン会計にしてみませんか～♪

はじめるなら “B R A” でバッチリでしょ！！

優良な電子帳簿保存またはe-Tax(イータックス)で**青色申告特別控除65万円の適用！**

サクサク
できる！

パソコン会計をおすすめ致します！！

初心者にやさしく、さらに充実の機能で使いやすい！

●消費税・インボイス制度にも対応！ ●減価償却費も自動計算！

●家事按分もできます！ ●決算・申告も樂々簡単！

無料説明会開催中！

【お問合せ先】本会事務局

0547-37-3918



青色申告会の3つの共済制度でケガ・病気・天災に備えましょう！

万が一、ケガや病気になった場合に備えていますか？

お問合せ先=青色申告会事務局(0547-37-3918)

全青色傷害

ケガの死亡・入院・通院
(通院・入院は1日目より給付)

新規加入 75才6か月迄

1口月額1,250円



全青色共済

全青色共済+傷害特約
(病気もケガも対象)

新規加入 70才6か月迄

月額1,000円(経費)



疾病入院補償

病気の入院・手術・放射線治療
(日帰り入院・日帰り手術も対象)

新規加入 64才迄

月額460円～3,740円(生命保険料控除)